

第 251 回広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 3 日 (金) 13 : 30 ~ 14 : 20
- 2 場 所 広島県庁 自治会館 101 会議室 (Web会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 そのほかの付議案件 1 件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082) 513-4117 (ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

| | |
|---|---|
| 1 開 会 | 1 |
| 2 議 事..... | 1 |
| 第 1 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更および 増築について | 1 |
| 3 閉 会..... | 9 |

広島県土木建築局都市計画課

1 開 会

開会 13 : 30

○司会 ただいまから「第 251 回広島県都市計画審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス等感染防止対策として、ウェブ会議の併用、会場の換気・消毒等の措置を講じての開催としております。

委員の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議資料について、ご確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしておりますのは、次第、委員名簿、配席表、「第 1 号議案 スライド資料」資料について不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と記した 6 名の委員の皆様には、本日はウェブ会議システムを通じて、ご出席いただいております。

回線状況等により音声聞き取りにくい場合などには、進行を調整させていただく場合がございます。

その他マイクの消毒等により、通常の進行よりもお待たせすることもあるかと思いますが、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

本日の会議時間は、約 30 分を予定しております。

それでは、これからの議事は審議会運営規程第 5 条により、会長が会議の議長となっておりますことから、藤原会長よろしくをお願いいたします。

○藤原会長 皆様こんにちは。それでは初めに本日の出席委員につきまして、確認をさせていただきます。この会場に 14 名の委員、オンラインで出席いただいている委員が 6 名、合計 20 名であります。23 名中 20 名の出席でありますので、本会議は成立してございます。

これより「第 251 回広島県都市計画審議会」を開会させていただきます。まず議事録署名委員を指名させていただきます。

今回は高場委員、宮崎委員、このお二方によろしくをお願いいたします。

早速、議事次第に沿って進めていただきたいと思います。

本日は付議案件 1 件です。この議案につきましては、都市計画上の都市施設の決定ではありません。建築基準法第 51 条ただし書による敷地位置の決定となります。

また、東広島市都市部建築指導課が諮問する議案となります。

それでは第 1 号議案について、事務局から説明をお願いいたします。

2 議 事

第 1 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更および増築について

○事務局（東広島市） 東広島市建築指導課長の高下でございます。本日のご審議どうぞよろしくをお願いいたします。

第 1 号議案 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更および増築について」ご説明いたします。

この第 1 号議案は、現在操業しています産業廃棄物処理施設の焼却処理施設について能力増強を伴う更新および新たに処理品目の追加を行うことから用途変更該当し、併せて施設を増築することから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により敷地の位置が、都市計画上支障がないかをご審議いただくものでございます。

初めに本都市計画審議会に諮問させていただき理由をご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

まず根拠法令についてでございます。卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の制限の規定が、建築基準法第 51 条でございます。建築基準法第 51 条の概要でございますが、都市計画区域内においては、ごみ焼却場やその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画により位置の決定がされたものでなければ、新築、増築することができないと規定されています。ただし特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めた場合においては、この限りではないとございます。このことより本都市計画審議会に諮問させていただきましてでございます。なお、特定行政庁が認めて許可した場合とございますが、このたびの申請における特定行政庁は東広島市長でございます。

3 ページをご覧ください。このたび東広島市において、民間事業者より既設の中間処理施設で、焼却施設の処理能力の増強と処理品目の追加および必要となる建築物の増築の申請がございました。本来は産業廃棄物処理施設のため、広島県におきまして都市計画決定すべき施設となりますが、本施設は民間施設ですので施設の永続性などを考慮し都市計画決定は行わず、施設の位置の適宜について本審議会に諮問させていただきました。

それでは施設概要等についてご説明いたします。4 ページをお願いします。申請者は東広島市黒瀬町津江 1845 番地、光陽建設株式会社 代表取締役社長 稲葉明則様でございます。申請者は昭和 57 年 3 月より産業廃棄物処理業を運営しており、産業廃棄物の中間処理、最終処分、リサイクルを行っております。

現在の焼却炉は同所在地に平成 2 年 6 月に設立し、設置後 32 年が経過し老朽化によって処理効率が低下したため、施設の更新を計画しているものでございます。更新に当たり 2018 年からリサイクルできない雑廃プラスチック類の中国への輸出が禁止されたため、以後、雑廃プラスチック類を国内で処分する必要性が高くなっており、国内において廃プラ処理施設の整備が促進されている状況であります。

こうした状況の改善に協力するため、更新施設においては新たに廃プラスチック類などの処理品目の追加および焼却能力を増強する計画であることから、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更および増築について許可を要するものでございます。申請地は東広島市黒瀬町津江字イラスケ 21865-2 の一部他 86 筆でございます。

続きまして申請概要でございます。申請地は都市計画区域内の市街化調整区域にあり、用途は指定なしでございます。敷地面積は 3 万 286.37 平方メートルでございます。

今回、新設する建物は 4 棟で、延床面積は増築する 4 棟の合計が 2679.03 平方メートル、既存建築物 2 棟を含めると合計 2800.25 平方メートルでございます。構造は鉄骨造が 3 棟および鉄筋コンクリート造一部鉄骨造が 1 棟でございます。用途は焼却施設建屋、産業廃棄物の保管庫が 2 棟および事務所棟でございます。また工作物として鉄骨造高さ 20 メートルの焼却炉の煙突を設置いたします。

6 ページをお願いします。施設の概要でございます。用途は産業廃棄物処理施設、許可対象施設の種別は焼却施設で中間処理施設でございます。処理能力および処理品目は表のとおりとなりますが、主なものとしては、廃プラスチック類が 1 日当たり 28 トン、汚泥が 1 日当たり 3 トン、紙くずが 1 日当たり 9 トン、木くずが 1 日当たり 10 トン、繊維くずが 1 日当たり 3 トン、動植物性残渣が 1 日当たり 3 トンなどとなっております、合計の処理能力が 1 日あたり 60.8 トンの焼却施設となります。

このたびの施設更新により、焼却能力を約2倍に増強しておりますが、これは先ほどご説明いたしました、国内での雑廃プラスチック類の処分量増加の需要拡大に対応するため、廃プラスチック類などの処理品目を追加したことが理由となります。

なお、稼働時間は24時間となりますが、搬入時間は午前8時～午後5時まででございます。

7ページをご覧ください。

続きまして、こちらの表は各廃棄物を単独で焼却した場合、処理品目別の最大処理能力となります。

表の右に示しているのが、建築基準法第51条のただし書き許可が必要となる処理能力であり、更新後の計画施設においては、全ての処理品目において許可が必要な処理能力以上となり、許可対象となります。

8ページをご覧ください。

なお、許可対象外の既設施設として、廃石膏ボードの破碎施設およびがれき類の移動式破碎施設が敷地内にあり、稼働時間は10時間となっております。また敷地外に最終処分場用地があります。

9ページをご覧ください。

位置図となります。申請地は東広島県自動車道の郷原インターチェンジの北西約1.6キロメートルの山間部に位置します。スライド上に赤で示した部分が申請地であり、南側が呉市との市境となり、西側は熊野町となります。

10ページをご覧ください。

航空写真でございます。赤で示した部分が申請地です。申請地の東側は最終処分場用地で申請敷地外でございます。

なお最終処分場につきましても、廃棄物の処理および清掃に関する法律により、産廃許可をとられております。

11ページをご覧ください。

全体配置図でございます。方位ですが、図の右側が北となります。申請地は南東側の市道田代本線に接しています。出入口は図のとおり1カ所となります。赤色で示したものが新設する建物4棟であり、敷地の北側に焼却施設の建屋および保管庫2棟を設置する計画でございます。また敷地中間地に事務所を設置する計画でございます。

なお、青色で示したものが既設の建物2棟および既設の焼却施設であり、黄色で示したものが既設の破碎施設となります。

12ページをご覧ください。

こちらは、焼却施設周辺を拡大した配置図でございます。緑色で示したプラント用地西側に、搬入経路となるスロープを設置し、焼却施設建屋まで産業廃棄物を運搬車で運び、建屋内にある投入ステージより廃棄物を乾溜ガス化炉へ投入する流れとなります。

なお、青色で示した既設焼却施設と既設コンプレッサー室につきましても、新しい焼却施設が稼働した後に、解体撤去を予定しております。

13ページをご覧ください。

続いて焼却施設の平面図、機械配置でございます。図上右側に廃棄物を投入する乾溜ガス化炉があり、ガス化炉より左側は屋根がかかっていない屋外となり、焼却炉や固定床炉が中央にあり、左側に冷却施設の急冷塔や煙突が配置されています。

14ページをご覧ください。

続きまして、産業廃棄物の作業フローについて説明させていただきます。

まず搬入された産業廃棄物は、保管庫1または2に保管されます。その後、乾溜ガス化炉へ廃棄物を投入し満杯になったら運転を開始します。運転後、焼却炉の温度が800度以上に達すると、着火バーナーが作動し廃棄物に着火します。焼却炉温度を900度～1,000度に保ち、廃棄物を乾溜ガス化し、ガス化が終わると燃焼炉の温度が徐々に下降し、乾溜ガス化炉内の温度が100度以下までに下がりますと、灰化が完了し、炉内の燃え殻およびバグフィルターに溜まったばいじんを最終処分場へ搬出する流れとなります。

なお、廃油につきましては、燃料として使用できるものは燃焼炉へ投入し、乾溜ガス化炉へ投入できないものは固定床炉で焼却を行います。

15 ページをご覧ください。

続きまして、審査事項および評価についてご説明いたします。

本件の審査項目につきましては、①都市計画区域内における施設の位置 ②道路幅員等の交通環境 ③施設計画と環境保全対策 ④その他につきましては、地域の理解および関係法令である廃棄物の処理および清掃に関する法律の許可について審査を行いました。

16 ページをご覧ください。

まず【審査1】「施設の位置」についてでございます。

申請地は市街化調整区域となっております。申請者は昭和57年3月より、申請地において産業廃棄物処理業を運営しており、既設の焼却炉は平成2年6月に設置されています。処理品目の紙くず、木くずは、当時、建築基準法第51条の許可は不要でした。その後、平成3年2月に当該位置は線引きが行われ、市街化調整区域に指定されております。

なお、平成16年に繊維くずの処理品目を追加しましたが、建築基準法第51条の許可は同様に不要でした。よって本施設は市街化調整区域に指定される前から、産業廃棄物処理施設を運営しております。申請地は山間部に位置し、敷地周辺は山林になっており、住宅地との間には緑地緩衝帯があります。周囲には住宅が少なく近隣からの苦情もなく、交通安全上も支障なく運営していることより、施設の位置として支障ないと判断します。

17 ページをご覧ください。

主な公共施設や住居系用途地域までの距離でございます。

都市公園である野呂の里第一公園まで約3,200メートル、郷原保育所まで約2,200メートル、緑色で示している住居系の用途地域、第一種低層住居専用地域まで約3,000メートルとなっております。審査基準である主要な公共施設や住居系用途地域からの距離が200メートル以上であることを満たしております。

なお左下、航空写真で示しておりますが、直近の民家までの距離は敷地からの最短距離で、約130メートルとなっておりますが、新設焼却施設からは約400メートル離れており、民家の住民と施設計画について合意形成を取られていることより、支障ないものと考えております。

18 ページをご覧ください。

続いて【審査2】「道路幅員等」についてでございます。

搬入経路となる前面道路の市道田代本線および搬入経路上の桑畑農道でございますが、道路の審査基準の幅員9メートル以上を有する道路に面するとありますが、現地は最小幅員4.1メートルの幅員9メートル未満の道路となっております。これについて申請者が民地を買い取り、全長約1,340メートルのうち、半分以上の約690メートルを幅

員6メートル以上に拡幅し、離合待機場所として整備し、地元車両優先の看板を沿道に掲げ運用されております。

また、交通量調査において1時間当たりの可能交通容量230台に対し、予想交通量が139台となっていること、通学路でないこと、近隣住民からの苦情も特にいただけていないことより、交通の安全上支障ないものと考えております。

19ページをご覧ください。

続いて【審査3】「施設計画」についてでございます。

こちらは配置図でございます。審査内容である「機能に応じた駐車場の確保」ですが、新設する保管庫付近に黄色で示している部分に、大型トレーラー3台分の産業廃棄物車両用待機スペースを設ける計画でございます。

また、オレンジ色で示しております、事務所付近に職員用駐車スペース25台分を設ける計画でございます。

20ページをご覧ください。

環境保全対策につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音および振動について、それぞれの規定の規制基準を満足できることが確認されております。

まず施設の稼働に伴う騒音につきましては、直近の民家の前である赤丸部分において、昼間に最大51デシベル、夜間に44デシベルと予測され、規制基準である昼間55デシベル、夜間45デシベルを下回る計画となっております。

次に施設の稼働に伴う振動についても、同箇所において25デシベル以下と予測され、規制基準55デシベルを下回る計画となっております。

また、道路交通騒音ならび道路交通振動につきましても、規制基準値以下の予測となっております。

21ページをご覧ください。

大気汚染につきましては、申請地の周辺、南北、東西、約2キロメートルの範囲内において、二酸化硫黄、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀について予測調査をしており、全て規制基準値以下であることを確認しております。

悪臭対策につきましては、廃棄物を速やかに処理することとし、保管する場合は必要に応じてシートで覆ったり容器保管を講じ、周辺への影響は極めて小さいものと予想されます。なお水質ですが、本焼却施設からの排水は発生しません。

以上から周辺地域の生活環境への影響は極めて小さいものと考えております。

22ページをご覧ください。

次に運搬車両による周辺交通への影響についてでございます。

現状、申請地前、市道田代本線を通る交通量のピークは7時～8時の1時間あたり165台となっておりますが、搬入受付時間外であるため施設更新後に、この時間帯の交通量は増加しません。搬入受付時間帯のピーク交通量は8時～9時の1時間あたり93台であり、施設更新後の予測交通量は139台となり、可能交通容量230台を下回ります。

また道路幅員の最小幅は4.1メートルとなり、大型車の離合が困難と考えられる幅員5メートル未満の部分は7カ所ございます。しかしいずれも短区間であり、その前後に離合待機場所を整備しております。また全区間の半分以上は6メートル以上に道路拡幅しているため、周辺交通および生活環境への影響は、極めて小さいものと考えております。

23ページをご覧ください。

最後に【審査4】「その他」について、ご説明いたします。

地域の理解につきましては、令和4年10月に申請者が周辺住民の方々に個別に訪問し、本計画について説明を行いました。特に反対のご意見等はいただいております。

廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理施設の設置許可につきましては、広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課に申請され、事前調整済みです。また、生活環境影響調査の結果、各種規制基準をクリアしているため、支障なしと判断しております。

以上4つの審査項目について、広島県において定めた基準により審査、評価した結果、敷地の位置は都市計画上支障ないと判断しております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは議案の審議に入りたいと思いますが、まず会場の委員の方々から、ご質問やご意見を頂戴したいと思います。

何かご質問あるいはご意見等がございましたら、挙手をお願いします。

渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 最後のスライドで、許可に係る審査事項および評価が記載されていますが、広島県の場合、ご存じのとおり土砂災害のリスクが非常に高いのは言うまでもないと思います。そういう意味では土砂災害の話と交通の話、2点について教えていただければと思います。

まず1点目の土砂災害につきましては、当該地域は土砂災害特別警戒区域の外になっているという理解でよろしいかどうか。

もう1点が交通量についてですが、処理能力が増えること以上に品目が増えるので、廃棄物は混載ができればトラックはそんなに増えないのですが、種類ごとにトラックが違うとなると、台数が相当増えると想定されるところでございます。ピーク時の交通量が93台で、更新後は139台で個人的には結構増えていると思っておりますが、その辺りも住民の方は既にご理解をいただいているかどうかについて教えていただければと思います。以上2点でございます。

○事務局 まず1点、土砂災害の警戒区域および特別警戒区域に入っているかどうかでございますが、いわゆる土砂災害特別警戒区域には入っておりません、ただし土砂災害警戒区域には入っております。今回の申請地内は切土でございまして、土砂災害は可能性が低いと思っております。

2点目、交通量ですが、混載ができずに別々に運ぶかどうかですが、混載も可能だと思っております。ただし処理の施設内で分別をして、処理をするとも聞いておりますので、それぞれの処理物を別々に運ぶこともあるとは思いますが、そこまではないのかなということと、後は1点この内容については、交通量も含めて地元、関係者の方に説明していることは聞いていますので、その内容については、ご理解いただいていると認識しております。

○渡邊委員 開発された年が、土砂災害防止法施行前に恐らく開発をされているので、そういった意味では、土砂災害警戒区域の指定が平成13年以降だと思っておりますが、今ご説明の中に切土だから大丈夫という話があったのですが、本当に大丈夫なのかどうか。特に直下に住宅があることが危惧される点でございまして、西日本豪雨のときも災害がなかったということからすれば、多分大丈夫だろうとは思いますが、その辺りの造成状況というか災害対策について、東広島市としては何か評価をされたのでしょうか。

○藤原会長 ご質問の意図としては、評価をしているかどうかの確認ですね。

評価をして土砂災害警戒区域だから位置としてふさわしくないということは、今の都市計画法上できないですね。

○渡邊委員 対策をとっていけば問題ないと思うのですが、その辺りの確認をされているかどうかだけだと思います。

○事務局 まず安全性の確認についてでございますが、距離的には400メートル離れているので、そこまでは確認はしておりません。

土砂災害警戒区域ということで建築の制限ができませんので、土砂災害特別警戒区域で住居系であれば制限もできるのですが、この場合は土砂災害警戒区域のため制限はないという認識でございます。

○藤原会長 検討できるものであればしておいてもらったらいいという意味だと思います。引き続きご検討をお願いします。

○事務局 わかりました。

○太田委員 渡邊委員から言われたことと関連するかもしれないですが、熱海市の例がありまして、それ以前にも東広島で大きな災害がありましたので、そのことに関連して何か国土交通省等から、新たにしっかり検討してくださいという通知がきて、何か動きはありましたか。

○事務局 熱海の件で、国土交通省から指導とか文書が出ていたかということですが、国からは緊急点検の指示がきていまして、点検してこの場所はそれに入っていないと確認しております。

○太田委員 分かりました。気候とか災害の状況も変わっているので、その都度、全体として他の地域で起きたことでも、新たに対応してくれということがあれば、それを誠実にやっただけであれば、予防になるのかと思っております。

もう1点、煙突のことですが、スライドの5ページに新たに工作物として煙突が建つというのは、今までは建ってなく、それが作られるということですか。スライドの14ページに作業フロー説明図があって、これを見ると煙突から出るのは熱だけでしょうか教えてください。

○事務局 まず1点目、新設20メートルの煙突で、既存の煙突があったかどうかですが、20メートルではなくて10メートル程度の煙突が現在あります。それを新設の場合は20メートルに変えるということです。

煙突からこれを見ると燃焼ガスですが、最終的にバグフィルターといいまして、有害物質をここでフィルターにかけるといものがあります。全く出ないということではないです。そこで有害物質はフィルターにかけて、熱として排出する計画だと聞いています。

○太田委員 この地形で見ると、上側から住宅地に向かって流れる感じになると思いますので、そういうことも新たに稼働し始めると地域住民の方に、これは知らなかったということがあるかもしれないので、引き続きそれは上手に合意形成していただければと思います。

コメントですが、広島市のこういう設備の仕事をしていたときに、結局新しい機械のほうがいろいろな効率ももちろんいいですし、環境への配慮もいいから、新しい設備を入れて、しっかり稼働するというのは昔の機械を手入れしながらやっていくよりは、安全安心かと思っております。

○藤原会長 他にご質問、ご意見はないですか。

○西名委員 教えていただければと思うのですが、審査の④のその他のところで、地域の理解について書かれているのですが、どういう形で説明をされて、どう理解を得られているのか、あるいは付近の住民ということですが、どこまでの住民の方々を対象として説明されておられるのか、その辺の詳細をもう少し分かれば教えていただければと思います。

○事務局 まず住民説明の範囲ですが、生活環境影響調査の調査結果で、大気の大気最大着地濃度の最大到達距離の2倍の範囲について、説明をされていると聞いています。黒瀬町が22件、呉市郷原が20件、熊野町が2件、計44件の方にご説明をされているということです。内容につきましては生活環境影響調査、こういう予測ですと基準値があるということと比較しながら、こういう計画ですと個別に聞いてもらったと聞いております。

○西名委員 1軒1軒回って説明をしたのですか。

○事務局 個別で1軒1軒行って、同意書をいただいております。

○西名委員 先ほどの2倍の距離範囲とおっしゃられていましたが、具体的には何メートルぐらいでしょうか。

○事務局 最大着地濃度が665メートルという予測値で、約2倍で半径1.5キロメートルの範囲を決められたということです。

○西名委員 分かりました。

○藤原会長 他にいかがでしょうか。

オンラインの皆様、何かご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○杉原委員 産業廃棄物の焼却処理を中国に輸出して、再生材料としてプラスチック類を輸出していたのが受け入れなくなったということで、あちこちで施設を拡大している。ここでも何度かそういう審議がきていると思います。安全に処理をしないではいけないということで、このようなものを作っているわけです。先ほどからいろいろと皆さんからご意見がありました。スライドで有害廃棄物があったかと思いますが、これは処理能力が倍に増えるのですが、燃やすものの種類も増える、特に廃プラスチックが増えるということが問題かなと、先ほどダイオキシンとか窒素酸化物の排出のスライドがございませんでしたでしょうか。これが一応予想の値になるわけでよろしいですね。

ゴミ処理場の基準があって、基準を守って運営をされると思うので、先ほどからPRTRの情報を見ていたのですが、この事業所はPRTRの申請をする事業所に当たらないのでしょうか。

○事務局 PRTRとはどういったものでしょうか。

○杉原委員 有害物質の排出とか管理に関する、ある程度の規模の事業所ですと、廃棄物を空気中に出したとか、水に出したとか廃棄したとか、そういう情報を出さないといけないというのがあったかと思うので、この事業所はどの程度のどんなものを出しているのかと思って、先ほどから見えていましたが、出てこないのが対象にならないのかと思ったところです。

見つからなかったら結構です。これに関しては施設ができてから、これに則って基準以下になるように運営されていくということでもよろしいですね。

○事務局 優良認定基準という制度がありますので、これについてはこちらでも勉強したいと思います。

ちなみに光陽建設は優良認定基準の認定を取得されています。

○藤原会長 オンラインの方、他にいかがでしょうか。

○**水主川委員** 20 ページの騒音の予測値があるのですが、この予測値はどういうふうに出されているのか教えていただいてもいいですか。昼間とか民家の近くは結構ギリギリな数値だなと思っております。

○**事務局** 予測値でございますが、現況レベルが 51 デシベル、43 デシベルでございます。新施設からの騒音レベルが 39 デシベル。算定式が複雑で載せていないのですが、今現在の処理施設の騒音レベルと、施設が稼働したときの騒音レベルを合成したレベルになります。

生活環境影響調査の中で算定式がございまして、それに数値を入れて合成したのが 51 デシベルと 44 デシベルで、基準値以下になっている確認はしております。

○**水主川委員** 実測はされているのでしょうか。

○**事務局** 現況については実測し、新設からの騒音レベルは予測値で、その合成の騒音レベルになります。

○**藤原会長** 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろとご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

これから検討しますということがありましたが、結果自体は位置の妥当性については影響ないようには思っております。検討する内容について、必要な事項がありましたら、各委員に後ほどお届けいただくということによろしいでしょうか。

○**事務局** 了解しました。

○**藤原会長** 特にないようですので、第 1 号議案につきましては、この敷地の位置について、都市計画上支障ないものとして認めてよろしいでしょうか。

ご意義ございませんので、第 1 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めます。

3 閉 会

○**藤原会長**

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

オンラインでご参加の皆様も、どうもありがとうございました。

事務局に戻します。

○**司会** 藤原会長ありがとうございました。

委員の皆様には長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。

次回、審議会は令和 5 年 7 月を予定しております。調整次第ご案内いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、「第 251 回広島県都市計画審議会」を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 14 : 20

第251回 広島県都市計画審議会 委員名簿

R5. 2. 3現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

| 出席 | 氏名 | 役職名 | 摘要 |
|----|--------------------|-----------------------------------|------|
| ○ | すぎはら かずみ 杉原 数美 | 広島国際大学教授 (オンライン出席) | |
| ○ | たかば としお 高場 敏雄 | 広島商工会議所副会頭 | |
| ○ | わたなべ かずなり 渡邊 一成 | 福山市立大学教授 | |
| ○ | ふじわら あきまさ 藤原 章正 | 広島大学教授 | 会長 |
| ○ | にしな だいさく 西名 大作 | 広島大学教授 | 会長代理 |
| ○ | おおた いくこ 太田 育子 | 広島市立大学教授 | |
| ○ | むらた わかよ 村田 和代 | 県立広島大学准教授 (オンライン出席) | |
| ○ | かこがわ みどり 水主 川緑 | 特定非営利活動法人府中ノアンテナ代表理事 (オンライン出席) | |

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

| | 氏名 | 役職名 | 摘要 |
|---|---------------------|----------------------------|----|
| ○ | もりと よし たか 森戸 義貴 | 中国地方整備局長 (オンライン出席・代理出席) | |
| ○ | やまもと てつ や 山本 徹弥 | 中国四国農政局長 (オンライン出席・代理出席) | |
| ○ | ますだ ひろし 益田 浩 | 中国運輸局長 (オンライン出席・代理出席) | |
| ○ | もりもと よし ゆき 森元 良幸 | 広島県警察本部長 (代理出席) | |

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

| | 氏名 | 役職名 | 摘要 |
|--|----------------------|------|----|
| | いまえ とし ひこ 今 榮 敏彦 | 竹原市長 | |
| | よしだ たか ゆき 吉 田 隆 行 | 坂町長 | |

2条1項4号委員（県議会の議員）

| | 氏名 | 役職名 | 摘要 |
|---|---------------------|-------|----|
| ○ | うだ しん 伸 宇田 伸 | 県議会議員 | |
| ○ | きど つね ひろ 城戸 常太 | 〃 | |
| ○ | とみなが けん ぞう 富永 健三 | 〃 | |
| ○ | まつおか ひろ みち 松岡 宏道 | 〃 | |
| ○ | なかはら こう じ 中原 好治 | 〃 | |
| ○ | たがわ じゅ いち 田川 寿一 | 〃 | |
| ○ | みやざき やす のり 宮崎 康則 | 〃 | |

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

| | 氏名 | 役職名 | 摘要 |
|---|----------------------|---------|----|
| ○ | ささき じゅ きち 佐々木 壽吉 | 広島市議会議長 | |
| ○ | かじかわ みき お 梶川 三樹 夫 | 府中町議会議長 | |